

あなたの使っていない空き家を

松江市空き家バンクに登録しませんか？

◆空き家バンクの有効活用で・・・

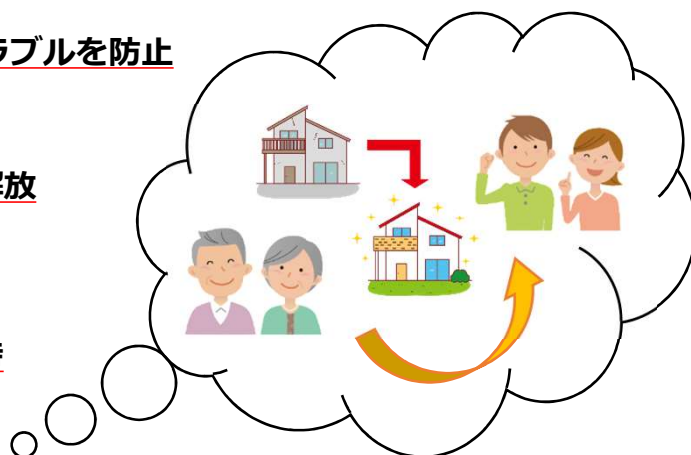


✓ 空き家情報を、松江市空き家バンクの
ホームページに掲載し、全国へ幅広く
情報発信が可能

✓ 専門家として不動産業者が仲介することで、
トラブルを防止

✓ 売却後は、売却収入を得て維持管理から解放

✓ 賃貸後は、家賃収入を得ながら資産を維持



✓ 空き家を活用し、売り手と買い手のミスマッチを解消

◆松江市空き家バンクとは……

松江市内で空き家を売りたい方、貸したい方の物件情報を登録していただき、その情報をホームページ上で紹介し、空き家を買いたい、借りたい方への情報提供をします。



ご使用予定のない空き家等がございましたら、まずはお気軽にご相談ください。

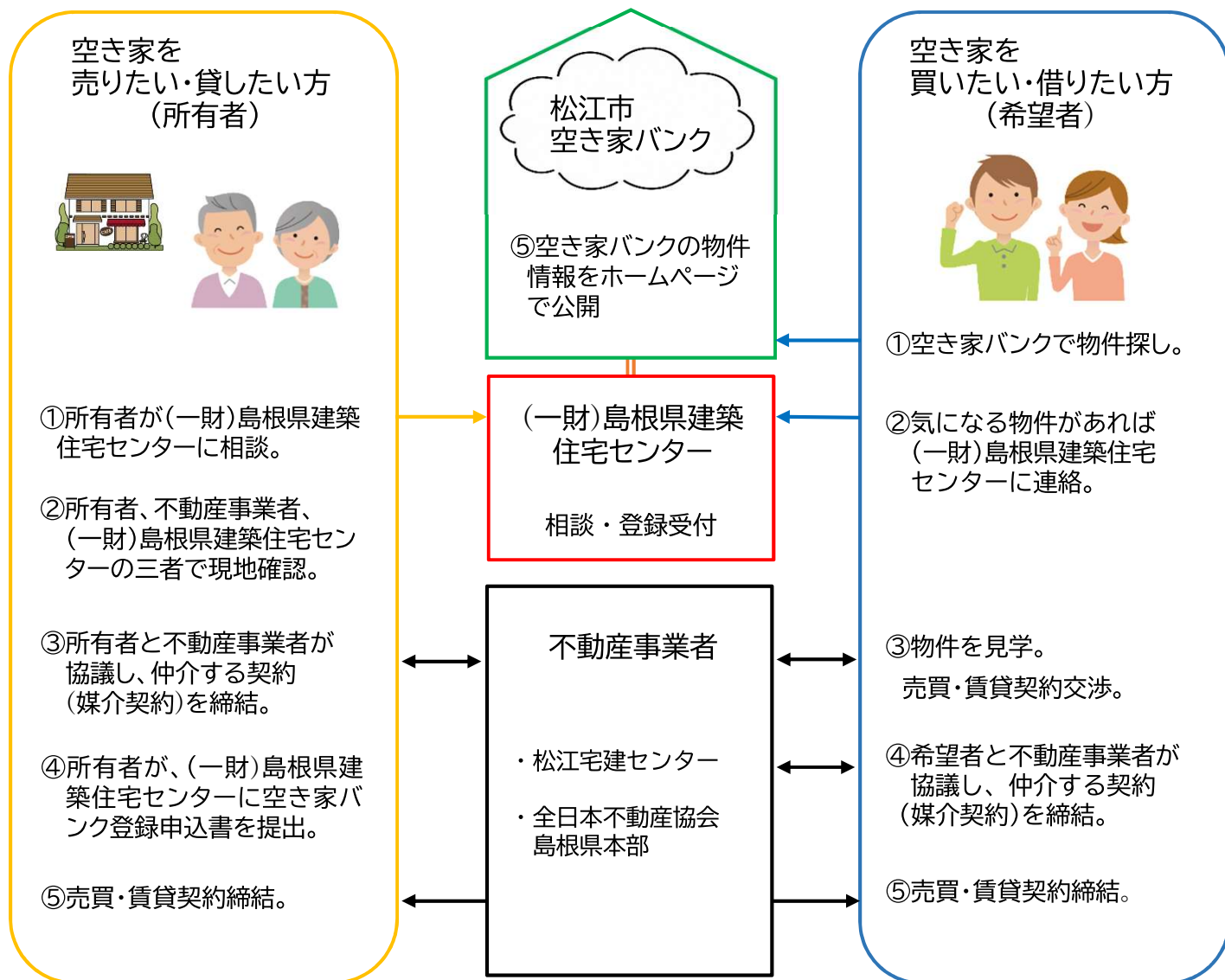
【お問い合わせ先】（一財）島根県建築住宅センター
松江市東本町2丁目60 すままちプラザ2階

☎0852-33-7502 E-mail:info@shimane-bhc.or.jp

松江市空き家バンク

※空き家バンクの詳細については、裏面をご覧ください。

◆松江市空き家バンクのしくみ



よくあるQ&A

質問 1 : 空き家バンクへ登録できる物件は、どのような住宅ですか？

回答：現在、居住していない戸建ての住宅、長屋住宅、共同住宅及びその敷地です。
今後、空き家になる予定のものを含みます。

質問 2 : 古い住宅なので、修繕しないと登録できませんか？

回答：まずはご相談ください。
建物外部の状況、建物に付属する電気設備、給排水設備などによります。現地でも確認させていただきます。

質問 3 : 空き家バンクへの物件情報の登録には登録料はかかりますか？

回答：空き家バンクへの登録には費用はかかりません。売買または賃貸契約の成立段階で法律に定められた、媒介手数料を媒介を行った不動産事業者に支払う必要があります。